

社会資本整備審議会河川分科会（第19回）

平成18年3月31日（水） 13：30～15：40

国土交通省11階特別会議室

（速記録）

開 会

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第19回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私は、事務局を務めますと申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会議に先立ちまして、事務局より報告がございます。1点目は、臨時委員の関係でございます。本日の議題でございます河川整備基本方針の関連で、それぞれの水系ごとに臨時委員をお願いいたしております。「那珂川水系」、「那賀川水系」、「松浦川水系」、「網走川水系」、「矢作川水系」、「千代川水系」、「天神川水系」及び「重信川水系」でございますけれども、臨時委員といたしまして、関東的那珂川につきましては、〃、〃、それから四国的那賀川につきましては、〃、松浦川につきましては〃、網走川につきましては〃、矢作川につきましては、〃、〃、〃、千代川及び天神川に関しましては〃、重信川につきましては〃にご出席をお願いいたしましたところ、本日、〃と〃はご欠席ということでございますけれども、その他の県は、それぞれ代理の方にお越しいただいております。ご報告申し上げます。

次に、本日の委員の出席状況でございますけれども、総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

引き続きまして、お手元に大量ではございますけれども資料をお配りしております。ご確認をお願いしたいと思います。1枚目に議事次第、2枚目に委員の名簿、3枚目に資料目次がございます。資料目次をごらんいただきますと、大きく3つに分かれますけれども、河川整備基本方針の関係、先ほど申し上げました8つの水系ごとになっておりますけれども、資料1が報告、それから資料2でございまして、枝番が1～8までございますけれども、それぞれの水系の基本方針の案でございます。それから資料3、同じく8つの枝番が付いておりますけれども、工事実施基本計画と整備基本方針（案）を対比表にしたものでございます。これが河川整備基本方針の関係の資料でございます。

それから、次の議題でございますけれども、一級河川の指定案件でございます。資料番号4に、さらに枝番が5まで付いております。資料4-1が付議書、2が説明資料、3が指定等略図、4が代表事例説明資料、5が告示案でございます。それから、A3版で資料5と右肩に書いたものがございます。今後検討していきます整備基本方針の関係の資料でございます。

以上が、資料としてお手元でございますでしょうか。もし不備がございましたら、事務局にお申し付けいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここで よりご挨拶を申し上げたいと思います。

事務局 それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、3月31日という平成17年度の最終日ということで、年度末のお忙しい中、先生方にはご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

平成18年度の予算につきましては、今週の月曜日27日に参議院を通過成立いたしましたので、今日の閣議で最終的に決まるという格好になります。公共事業の予算は大変厳しいところがございまして、その中で河川に関する事業につきましても、対前年度0.96ぐらいでございまして、大変厳しい予算になっているところでございます。そういう中で、予算の重点的な配分ということで、重要なところに重点的な配分を行うということ。それから、ソフトとハードをバランスをとりながら進めていくこと。ハード整備だけではなくて、ソフトを含めた形で安全度を確保していくということ。それからもう一つは、既存施設をできるだけ有効に活用しようということ。例えば今あるダムをいろいろ工夫をしながら最適な機能を果たしていくというようなことも含めまして、既存施設の活用を図り、できるだけ効果の上がるような整備を進めていきたいと、こういうふうを考えているところでございます。

本日の議事は、今、事務局から話がありましたように3点でございまして、8水系の河川整備基本方針の策定につきまして、これは今まで、小委員会では大変精力的にご審議をいただきまして、分科会にかけられるまでの状況になったということでございます。これまでに109水系のうち42水系ですでに河川整備基本方針ができておりますので、きょう8水系、合わせますと、全体で50水系ということになるわけでございます。

2つ目の議事が、一級河川の指定の関係でございます。これは河川工事の完了とか着手に併せて河川指定するというものと、もう一つ、最近では名称変更があります。これは法律で書かれている川の名前と、それから、今、地元の方が一般的に呼ばれている川の名前が必ずしも一致していないケースがあって、そういうものにつきましては、できるだけ地元で親しまれている川の名前に変えていこうと、こういうものもございまして、河川の名称変更も指定の中に入れてございます。それから3つ目が、新たに河川整備基本方針の策定に着手をしたいというもので、10水系について引き続き新しい河川整備基本方針の策定に向けた議論をしていきたいという、この3つにつきましてご議論、ご指導をいただきたいと、こう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

事務局 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。分科会長よろしくお願ひいたします。

分科会長 委員の皆様にはご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。特に各道県の知事の代理の臨時委員の方々、遠路ご足労ありがとうございました。

本日の議題は、関東の「那珂川水系」、同じ名前ですが、四国の「那賀川水系」、「松浦川水系」、「網走川水系」、「矢作川水系」、「天神川水系」、「千代川水系」及び「重信川水系」に係る河川整備基本方針の策定についてでございます。

本件は、先般国土交通大臣から社会資本整備審議会長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものでございます。

これを受け手、当分科会として、効率的かつ密度の濃い審議を行う必要があると判断し、河川分科会運営規則に基づき、当分科会に設置した河川整備基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。

そこで、小委員会での審議の経過及び結果につきまして、よりご報告をお願ひいたします。

委員 でございます。「那珂川水系」、これは一応関東の「那珂川水系」と申し上げます。それから四国の「那賀川水系」、「松浦川水系」、「網走川水系」、「矢作川水系」、「千代川水系」、「天神川水系」、「重信川水系」の各河川整備基本方針の審議結果についてご報告いたします。これは資料1に基づいて行います。

関東・那珂川水系、四国・那賀川水系、松浦川水系については、平成18年1月20日、2月7日の2回、網走川水系、矢作川水系、千代川水系については、2月14日、3月2日の2回、天神川水系、重信川水系については、3月14日、3月27日の2回小委員会を開催しました。小委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の道県知事及び地元の有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。メンバー表は、この資料の一番最後のページにございますので、ごらんください。

各水系にかかわる委員意見と対応についてご紹介いたします。

関東・那珂川水系でございますが、まず、基本高水のピーク流量は、既定の計画である工事実施基本計画と同様に、基準地点野口において8,500m³/sとし、洪水調節施設と河道への流量配分についても、工事実施基本計画と同様に河道で6,600m³/s、洪水調節施設で1,900m³/sとした旨の説明が事務局よりありました。

資料は、資料3-1を中心にご説明いたします。

河道計画ですが、下流部で大規模な河道の掘削が計画されているが、この掘削により塩水がより遡上し、水道の取水等に影響を与えないのか、とのご意見がありました。

このことについては、河道掘削にあたり、塩水が遡上しないよう側方への掘削とすることから塩水の遡上はないと考えているが、モニタリングしながら段階的に実施する旨の説明があり、本文へ記述することといたしました。

具体的には、この資料の対比表の7ページの右側の5行目に「河道掘削等による河積の確保にあたっては、河道の維持、河岸等の良好な河川環境の保全や各種用水の取水への影響等に配慮することとする。特に下流部においては、渇水時に塩水遡上による取水障害が生じていることを十分踏まえて、塩水の遡上状況をモニタリングしながらその結果を反映させて段階的な河道掘削を実施する。」と記述いたしました。

上流域は、平成19年に甚大な洪水被害を受けたことを踏まえ治水対策を進める必要があるが、人口・資産が集積する下流部に過度の負荷がかからないよう上下流のバランスを考慮

した整備が必要ではないか、との意見がありました。

これについては、流域内の人口・資産の状況や狭窄部により上流と下流が分断されているような河道の特性を考慮し、被害をできるだけ小さくする観点から、上下流のバランスを図り、段階的に整備を進めていく旨の説明があり、本文へも記述することにしました。

具体的には、この資料の対比表の8ページの右側の4行目「本川及び支川の整備にあたっては、整備による流出増が下流の安全度に影響を与えないよう、人口・資産が集積し、また、都市計画決定している区間を含む下流部で河道掘削等により流下能力を確保するとともに狭窄部の上流及び下流で遊水地の整備を実施しその治水効果を十分踏まえ、上流部の堤防の新設等を段階的に進める。また、下流部の整備と並行して中流部の狭窄部において宅地嵩上げ等による効率的な治水対策を実施するなど、流域における被害最小化の観点から本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。」と記述しました。

この那珂川における渇水時の塩水遡上による取水障害対策としては霞ヶ浦導水事業により利根川から那珂川へ広域的な水融通を行うことになっているが、広範囲で発生することが多い渇水時において利根川からの導水が適切に行われるのか、とのご質問がありました。

これについては、霞ヶ浦導水事業の効果として、昭和62年以降、那珂川で渇水により取水に影響のあった期間118日のうち、101日において利根川からの導水が可能であり、渇水時においても広域的な導水効果が期待できる旨の説明が事務局よりありました。

次に、四国的那賀川でございます。資料3-2を中心にご説明いたします。

基本高水のピーク流量は、既定の計画である工事実施基本計画と同様に基準地点古庄において11,200m³/sとする。

洪水調節施設と河道への流量配分については、工事実施基本計画において河道で9,000m³/s、洪水調節施設で2,200m³/sとしていたが、下流河道の特性を踏まえた上で、できる限り分担するよう検討した結果、工事実施基本計画より河道流量を300m³/s増加させ下流河道流量を9,300m³/sとし、洪水調節施設で1,900m³/sを分担することとした旨の説明が事務局よりありました。

平成16年の度重なる洪水や平成17年の渇水など最近の状況を見ても、那賀川水系は治水上、利水上の課題が多く、その解決のためには上流でダムを整備し、洪水時の洪水調節、渇水時の利水補給が必要な水系である。そのため那賀川の上流で細川内ダムの建設を昭和47年から計画してきましたが、地元の理解が得られず平成12年にやむなく中止し、それに代わる治水・利水対策を早急に立案することに至った経緯も踏まえ、既設ダムの徹底した有効活用を図り、さらに不足する場合には、新たな洪水調節施設の整備も検討していく方針である旨の説明が事務局からありました。

以上の事務局からの説明に対し、既設の長安口ダムの有効活用を図るとのことだが、具体的にはどのような活用を考えているのか、との質問がございました。

長安口ダムについては、洪水調節容量、利水容量の確保を図るため、放流ゲートの改造、既存施設では取水できない底水の活用のための放流施設の設置、貯砂ダムの設置や堆積土砂の浚渫等による堆砂容量の活用等が考えられる旨の説明が事務局よりありました。

本川の下流区間は、川幅に比べ水深が深く交互砂州が発達して堤防付近まで深掘れしている状況であるが、この上流にある2つの既設の堰の統合、撤去により、下流河道の安定性に影響を与える可能性があるのではないか、という質問がありました。

堰の撤去にあたっては、下流河道の安定性に配慮して、平均河床高程度までの部分撤去するとともに、引き続きモニタリングを行い必要に応じ適切に対応する旨の説明が事務局よりあり、本文へも記述することといたしました。

具体的には、この資料の対比表の6ページを右側の11行目です。「交互砂州の形成・消失過程をモニタリングしながら高水敷の造成や護岸整備、漏水対策等により堤防強化を図る。」と記述いたしました。

次に松浦川水系でございます。資料3-3を中心にご説明いたします。

基本高水のピーク流量は、既定の計画である工事実施基本計画と同様に基準地点松浦橋において3,800m³/sとする。

洪水調節施設と河道への流量配分は、工事実施基本計画において河道で3,400m³/s、洪水調節施設で400m³/sとしておりましたが、工事実施基本計画策定以降の河床低下により河積が増大したことを考慮し、工事実施基本計画より河道流量を100m³/s増加させ下流河道流量を3,500m³/sとし、洪水調節施設で300m³/sを分担することとした旨の説明

が事務局よりありました。

下流部の計画高水流量について、河道状況の変化を考慮して計画高水流量を100m³/sを増加したとの事務局の説明について、河床状態は変動するものであり、必要な河積が確保できるようモニタリングも含めて河道管理を適切に行う必要がある旨を本文に記述すべきとの意見がありました。

これについては、河道の土砂動態をモニタリングしながらその結果を反映させた適切な維持管理を実施する旨を記述することとしました。

具体的には、この資料の対比表の6ページの右側の16行目でございます。「河口部においては、洪水の安全な流下に必要な河積が保持されるよう土砂動態についてモニタリングを継続的に実施し、その結果を反映させた適切な維持管理を実施する。」と記述いたしました。

蔵木ダムの流域面積は松浦川全体に占める割合があまり大きくないが、ダムの洪水調節効果を大きく見込みすぎているか、という質問がありました。

これについては、ダムの流域の占める割合は小さいものの、流域の中でも最も降雨量の多い地域であることから、ダムの洪水調節が効果的であり、その効果を適切に見込んでいる旨の説明が事務局よりありました。

その他、河口付近は唐津城や虹の松原などの良好な景観が形成されており、このような景観と調和した河川整備を進めていただきたいとのご意見がありました。

次に網走川水系でございます。資料3-4を中心にご説明します。

基本高水のピーク流量は、既定の計画である工事実施基本計画と同様に基準地点美幌において1,200m³/sとし、洪水調節施設と河道への流量配分についても工事実施基本計画と同様に1,200m³/s全てを河道で配分することとした旨の説明が事務局よりありました。

網走川と同様に下流に湖沼を有する高瀬川（小川原湖）については、基準地点を小川原湖とし、計画外力を基本高水のピーク水位としておりますが、網走川においてはこれとの関係はどうなっているかとの意見がありました。

これについては、高瀬川は主たる洪水防御区域が小川原湖沿岸の低平地に存在することから小川原湖の水位が重要な指標であるのに対し、網走川は、網走湖より上流の美幌付近が主たる防御区域であることから基準地点を美幌として、他の河川と同様に計画外力を洪水流量とすることが適切であるとの説明が事務局よりありました。また、網走湖の水位については計画高水の流量配分図に湖地点の計画高水を記述することといたしました。

具体的には、この資料の11ページの右側の計画高水流量図のようにしたわけでありませう。

なお、この資料で、網走湖下流の河道流量を工事実施基本計画では300m³/sとしているものを520m³/sへ変更しております。この区間は潮位と湖水の流量により流量が変化することを踏まえて表記を変更したものでございまして、実質的には工事実施基本計画時と大きく変更するものではない旨の説明が事務局よりありましたので、付け加えさせていただきます。

網走湖の水質は、環境基準のA類型・ 類型のCOD濃度3に対し5～8程度と高い値を推移しており、環境基準の達成は困難なのではないか、との質問がありました。

これについては、COD濃度は、北海道は寒冷地であり、枯死した植物が腐食しにくいいため、腐植酸（フミン等）が多く流出することから、一般的に北海道全般として自然系のCOD負荷割合が高く、人為的な負荷の削減のみでは改善は難しい旨の説明が事務局よりございました。なお、網走湖においては、頻発するアオコ、青潮の発生頻度の低減が最優先課題であり、これについては地域と連携した全リン等の流域負荷の抑制や下流河道からの網走湖への海水の流入を抑制し、網走湖低層に形成された塩水層を低下させる対策が有効であることから、これらの対策を実施していく旨の説明がありました。

次に矢作川水系に移らせていただきます。資料3-5でございます。

基本高水のピーク流量は、既定の計画である工事実施基本計画と同様に基準地点岩津において8,100m³/sとし、洪水調節施設と河道への流量配分についても工事実施基本計画と同様に河道で6,400m³/s、洪水調節施設1,700m³/sとした旨の説明が事務局よりありました。

矢作古川の河口部の流量が表記されていないが、海域の影響も考慮した河道計画を策定する上で記述すべきではないか、との意見がありました。

矢作古川の流量については、河川管理者である愛知県の計画も踏まえ、900m³/sと記述することにしました。

具体的には、この資料の13ページの右側に、計画高水流量図として記載いたしました。

矢作川流域には矢作ダムを含め多数のダムがあり、これらのダムを含めた河川環境の現状と課題とそれに対する取り組み状況について質問がありました。

これについては、矢作川には矢作ダムの他7つのダムが設置されているが、矢作ダム以外はダム高も低く、年間の貯留水の回転率も高いことから比較的ダムの影響は小さいと考えられ、矢作ダムについてはダム湖からの放流水の冷水化や放流水の濁りの長期化の課題があるが、選択取水施設や分画フェンスの設置により洪水後も清水を確保する対策がとられ改善が図られてきていること、またダムの堆砂土砂を活用して干潟の再生に向けた取り組み等が行われている旨の説明が事務局よりありました。

平成12年9月の東海(恵南)豪雨の際に流木が大量に発生しているが、どのような状況であったか、との質問がありました。

矢作川上流域の降雨量の多い地域を中心に流木が多く発生しており、沢部での崩壊と合わせて大量の流木が流出したこと、矢作ダムには通常の年の約70倍の流木が流入したこと、豪雨の際には、樹齢や樹種による大きな差異はなく流出していた旨の説明が事務局よりありました。

矢作川流域では、上下流の交流や古くから地域と連携した水質監視等の様々な取り組みが行われてきていることから、このような取り組みについて本文へも記述すべきだとの意見がありました。

これについては、上下流の交流や地域連携について本文へ記述することとしました。

具体的には、この資料の9ページの右側の3行目でございます。「上下流交流による森林保全や河川愛護活動を通じた環境教育の実践等」と記述いたしました。

次に千代川水系でございます。資料3-6です。

基本高水のピーク流量は、既定の計画である工事实施基本計画と同様に基準地点行徳において6,300m³/sとする。

洪水調節施設と河道への流量配分については、工事实施基本計画において河道で5,500m³/s、洪水調節施設で800m³/sとしていましたが、下流部の河道において最大限流下させうる流量を検討するとともに、上流部における洪水調節施設の計画を見直し、工事实施基本計画より河道流量を200m³/s増加させ下流河道流量を5,700m³/sとし、洪水調節施設で600m³/sを分担することとした旨の説明が事務局よりありました。

中流部の用瀬付近の河道について流下能力を確保するため左岸側を大規模に掘削する旨の説明がありましたが、JR線や国道が併走している右岸側の嵩上げについても検討すべきではないかとの意見がありました。

これについて、流下能力の確保にあたっては、河道の状況や周辺の社会的状況を踏まえ、引き続き検討の上、適切に実施する旨の説明が事務局よりありました。

河道内の樹木管理が適切に行われている全国的にも好例となる河川である、といった意見がございました。

次に、天神川水系でございます。資料3-7に基づいて説明いたします。

基本高水のピーク流量は、既定の計画である工事实施基本計画と同様に基準地点小田において3,500m³/sとし、洪水調節施設と河道への流量配分についても工事实施基本計画と同様に3,500m³/s全てを河道に配分することとした旨の説明が事務局よりありました。

流下能力の確保にあたっては、掘削だけでなく既設固定堰の改築が必要であり、実施にあたっては関係機関と十分調整、連携して適切に実施していく旨を本文に記述すべき、との意見がありました。

これについては、関係機関と調整、連携し、適切に流下能力を図る旨の説明が事務局よりあり、これについて本文に記述いたしました。

具体的には、本資料の対比表の6ページ右側の7行目に「流下障害となっている固定堰の改築については、関係機関と調整、連携を図りながら適切に実施する。」記述いたしました。

天神川は急流河川であり、水衝部からの破堤氾濫による被害が発生した場合の対応等、急流河川で特徴的な記述をすべき、とのご意見がありました。

これについては、急流河川の過去の被災状況や特徴を踏まえたソフト対策を図る旨を記述することとしました。

具体的には、本資料の対比表の7ページ右側の4行目に「洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水での水位や急流河川に起因する局所洗掘等による被災実績等も踏まえ、洪水

予防及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、急流河川の特徴を踏まえたハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練等により、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。」と記述いたしました。

次に、重信川水系でございます。資料3 - 8でございます。

基本高水のピーク流量は、既定の計画である工事实施基本計画と同様に基準地点出合において3,300m³/sとし、洪水調節施設と河道への流量配分についても工事实施基本計画と同様に河道で3,000m³/s、洪水調節施設で300m³/sとした旨の説明がありました。

重信川に石手川が合流する付近は川幅が狭く流下能力が不足しているが、沿線には市街地が形成されていることから河道の掘削により流下能力を確保するとの事務局の説明に対し、河道特性により土砂が堆積しやすく、合流点であることも考慮すれば河道を拡幅すべきではないか、とのご意見がありました。

これについては、掘削後の河道における土砂の堆積は著しいものとはならず、今後維持掘削等の河道管理を適切に行うことにより流下能力の確保が可能と考えられるが、周辺の土地利用状況等も勘案して河道の拡幅についても検討する旨の説明が事務局よりあり、本文においても川幅が狭く土砂が堆積しやすい支川合流部については土地利用状況等も踏まえて必要な拡幅も含めて河積を確保する旨の記述をすることといたしました。

具体的には、本資料の対比表の6ページ右側の8行目に「上下流に比べ川幅が狭くなっており、土砂が堆積しやすい特徴を持っている支川合流部については、河道の安定や土地利用状況も勘案して、必要な拡幅も含めて河積の確保を行う。」と記述いたしました。

現存する霞堤について、都市化の進行により残すのが困難な状況のものが見られるが、できるだけ残していけるように土地利用の抑制といった政策的、制度的な対応を考えていきたい。また、浸水する箇所への情報提供が必要である、とのご意見がありました。

これについては、本文において、浸水が予想される区域についての情報を関係住民等に提供する旨記載することといたしました。

具体的には、本資料の6ページ右側の下から2行目に「計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施するとともに、中流域に現存する霞堤については浸水が想定される区域についての情報を関係住民等に提供しつつ適切に存置等を行う。」と記述いたしました。

重信川流域では伏流水を利用した泉や霞堤において湿地が存在し、これらが良好な自然環境となっていることから、その保全について本文において記述すべき、とのご意見がありました。

これについては、地域住民や関係機関と連携しながら、泉や湿地の保全・再生に努める旨を記述いたしました。

具体的には、本資料の8ページの右側の9行目に「地域住民や関係機関とも連携しながら、多様な動植物の生息の場として良好な自然環境となっている泉や湿地などの保全・再生に努める。」と記述いたしました。

以上のような議論をとりまとめ、提案された8水系の河川整備基本方針(案)を作成いたしました。よろしくお願いたします。

分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、どうぞ、どこからでもご発言をお願いします。

まず、臨時委員の方々にご意見を伺うことにいたしましょうか。 さんからいかがでしょうか。

委員 矢作川でございますが、この流域につきましては、自動車工場など日本の産業を支える産業を抱えておりまして、治水上におきまして、利水上におきまして、大変重要な流域だと認識しております。

基本方針につきましては、特段意見がございませんが、今後、治水の早期整備、河川流況の早期改善につきましてご配慮を願えればと思っております。以上でございます。

分科会長 ありがとうございます。

順で恐縮ですが、 さんお願いします。

委員 関東的那珂川水系になりますが、報告のとおり小委員会で議論されましてまとめられたということで、異議はございません。今後、河川整備計画の策定にあたりまして、具体的な整備計画の中で、地元のあるいは地方自治体の意見を反映させていただければありがたいと思っております。特に、上流部での遊水地計画になるということでございますので、その必要性あるいは地元にとってのメリットが地元で十分理解できる、納得できるような検討と説明をお願いできればありがたい。また、整備にあたりましては、段階的な整備スケジュールを含めまして、地域間で格差が出ないように、均衡のとれた着実な整備をお願いしたいと思います。要望で恐縮ですが、以上でございます。

分科会長 ありがとうございます。

さんいかがでしょうか。

委員 にとりまして、那珂川は県都水戸市を流れる河川でございまして、県民に今まで多くの恵みを与えてきてくれた母なる河川ということもありまして、県民にとって、治水・利水・環境上、大変重要な河川でございます。今回の基本方針の中では、小委員会の中で意見や要望を述べさせていただいたということでございますけれども、まず治水につきましては、治水安全度に配慮したバランスのとれた整備ということをお願いしたわけでございますけれども、ただいまご説明いただきましたように、本文の中に既に取り込んでいただいたということでございます。それから利水につきましては、上水・工水の取水地帯がちょうど感潮区域に入っているということで、塩水遡上による取水障害について心配していたわけでございますけれども、これに対しましても、導水事業の実施や、それから、河川整備などではモニタリングをしながら河道掘削をするというようなことで、具体的に記載しておられるということでお礼申し上げたいと思います。そういうことで、この基本方針については依存はないということでございます。

それから今後でございますけれども、方針に基づきまして河川整備計画が策定されるわけでございますが、ただいま申し上げました治水や利水に関するものが整備計画に盛り込まれて、整備が着実に実施されるということで、那珂川が県民にとって安全で安心できる河川になるということでございます。また、引き続き現在の良好な河川環境が維持されるような取り組みもお願いしたいということでございます。以上でございます。

分科会長 ありがとうございます。

続いて、さん。

委員 網走川水系でございますが、基本方針につきましては、特に意見はございません。このとおり進めていただければと思っております。道内でも雨の少ない網走地方ではありますが、近年大雨が頻発して洪水被害が発生しておりますので、一日も早く治水対策を進めていただきたい。それと、網走湖につきましては、本文にもありますが、アオコ、青潮の発生頻度が高いため、急いで対策を行ってほしいという要望が強いところでございます。これら治水及び網走湖の水質改善につきましては、一日も早く方針に沿った整備を進めていただければということでございます。

分科会長 ありがとうございます。

では、さん。

委員 でございます。本県は、千代川と天神川についてご審議いただきました。基本方針につきましては、全く異論ございません。この精神に基づきまして計画がつくられまして、適切に河川整備と維持管理が進められることを望んでおります。特に自然環境の美しい流域ですし、地域社会のバランスが非常にうまく馴染んでいる流域だと思っておりますので、そういう意味で原風景と申しますか、いいところを残しながら安全度を高めていただくことに努めていただければ幸いです。

分科会長 ありがとうございます。

さんいかがでしょうか。

委員 でございます。那賀川水系でございますけれども、先ほど委員から説明がございましたように、那賀川上流域には日本屈指の豪雨地帯を抱え、降雨が急峻な地形によって一気に流出するため、洪水ピーク流量が非常に大きい特徴がございます。また、一昨年には上流域で大規模な山腹崩壊、また、中・下流では広範囲にわたります浸水被害が発生いたしました。その一方で、昨年は工業関係の被害額だけでも68億5千万円に上る大湯水が発生しております。このような状況をかんがみますと、那賀川では洪水調節施設等による治水対策、また、貯水施設による利水対策、この両方の対策を同時並行的に取り組んでいくこ

とが極めて重要と痛感しております。これまで那賀川におきましては、細川内ダム建設事業計画がありましたが、平成12年に中止となって以降、県も国土交通省とともに那賀川流域フォーラム2030を設置し、河川整備に対する住民意見の集約に取り組んでまいりました。その結果、平成16年10月には、既存施設の有効活用による治水・利水・安全度の向上などの提言をいただいております。このたびの那賀川水系河川整備基本方針（案）には、こうした意見も取り入れられておりまして、感謝する次第でございます。また、那賀川は土砂生産が非常に活発な河川であることから、流域で唯一の多目的ダムでございます長安口ダムでは、堆砂による貯水容量の減少などの課題も抱えており、抜本的な堆砂対策、さらには上流域での土砂災害防止対策が喫緊の課題となっております。

今後は、この河川整備基本方針を受けまして河川整備計画を策定することとなりますが、これらの対策の具体化につきましては、国の全面的なご支援なくしては困難と考え、いろいろとご要望等もお願いしているところでございます。県といたしましても、河川整備計画の策定に向け、関係機関とか地元調整等の面で積極的にバックアップをしておりますので、この那賀川再生にふさわしい河川整備計画が一日も早く策定され、唯一の多目的ダムでございます長安口ダムの改造をはじめとする各施策が計画的に実行されますようにご理解、ご協力方よろしくお願いしたいと思います。

分科会長 ありがとうございます。

さん。

委員 重信川水系ですが、基本方針については特に意見はないんですが、は平成16、17年は非常に水害を被ったわけですが、重信川水系については特に大きな水害もなく、ある程度治水安全度が高い川と認識しております。ただ、いわゆる利水面等につきましては、非常に水の少ない水系、県都松山市は人口が約3分の1集中しているわけですが、そういった利水面の懸案事項、典型的な都市内を流れる川でございまして、市民の憩いの場所となっておりますので、そういった環境面が今後課題になろうかと思えます。

分科会長 ありがとうございます。

それでは、さんいかがでしょうか。

委員 松浦川水系でございますけれども、基本方針（案）につきましては、立派な案をいただきましてありがとうございます。特にご意見はございません。この松浦川は、四国の四万十川に匹敵するような非常に自然に恵まれた川でございまして、環境への配慮も強く打ち出していただき、本当にありがとうございます。松浦川につきましては、住民参加によるアザメの瀬湿地再生事業が現在進められておりまして、流域の住民は協働による川づくり非常に強い関心を持っております。この基本方針をもとに、今後、地域住民の意見を反映させた整備計画の速やかな策定を期待いたします。前回ちょっと申し上げましたけれども、は一級河川を4水系持っております、この松浦川が一番整備が遅れているんじゃないかという気もしておりますので、県民の安全・安心を確保していくためにも、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

分科会長 ありがとうございます。

では、ほかの委員の方々から、どうぞご自由にご発言ください。

どうぞ、何なりと、ご遠慮なく。細かいことでも結構ですよ。

よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。

ただいまご審議いただきました、関東の「那珂川水系」、四国の「那賀川水系」、そして「松浦川水系」、「網走川水系」、「矢作川水系」、「千代川水系」、「天神川水系」及び「重信川水系」に係る河川整備基本方針の策定につきましては、当分科会として、「適当と認める」とことといたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

分科会長 ありがとうございます。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により「分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができる」とこととされておりますので、本件につきましては、会長のご承認を得て審議会の議決といたしたいと存じます。

ご多忙の中、臨時委員としてご出席いただきました各知事の方々におかれましては、各水系の基本方針の審議も終了いたしましたので、この後の議事につきましては、お忙しければ

ご退席いただいて結構と存じます。

ここで5分ほど休憩をとりたいと思います。

(休憩)

分科会長 再開させていただきます。

引き続きまして、第2議題「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」を議題といたします。

本件は、先般国土交通大臣から社会資本整備審議会長に付議され、同会長から河川分科会に付託されたものであります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 でございます。一級河川の指定につきましてご説明させていただきます。

今回の一級河川の指定等は、石狩川水系等10水系に係る22河川でございます。資料につきましては、お手元にお配りしております資料4-1から4-5を参照していただければと思います。

まず、資料4-1でございますが、これは国土交通大臣から社会資本整備審議会長への付託、及び審議会長から河川分科会長への付託の写しでございます。

指定の概要につきましては、資料4-2及び4-3の資料でご説明申し上げたいと思います。

まず、資料4-2の1ページをお開けいただきたいと思います。資料4-2の1ページでございますけれども、一級河川の指定等に関します法律の根拠規定等でございます。河川法4条及び手続きの流れを示しているものでございます。これらの規定及び手続きの流れに基づきまして、今回、当審議会でご審議をお願いしている次第でございます。

次に2ページ目、右側でございますけれども、平成18年度の一級河川の指定等の概要をまとめております。従前の区分に従いまして4区分で分類しております。まず一つ目は、河川工事の完了により、新たに一級河川に指定するものまたは区間を延長するもの、7河川4.4kmでございます。これは後ほどご説明しますが、放水路等の整備によりまして新たに一級河川に指定するもの等がございます。それから2つ目の分類としまして、新たに河川工事に着手ため、一級河川に指定または区間を延長するもの。これが2河川2.7kmでございます。一級河川の上流は普通河川になっておりまして、普通河川にダムを設置する場合に、一級河川に指定した上でダムの工事に着手するというようなものがございます。それから3つ目の分類。これは河川の使用の中止等により、一級河川を廃止または区間を縮小するものでございます。2河川で13.6kmの減少になっております。その他、河川の名称変更に伴うもの。これが11河川0.0km増減はございませんが、11河川でございます。全体で22河川ということで、延長にしますと、6.5kmの減少になっております。

下のほうに昨年度との差し引きがございますが、河川数としては4増加、トータルの延長としては6.5kmの減少となっております。

引き続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。3ページの上段の表でございますが、これは一級水系及び一級河川の指定等の年度別推移表でございます。現在の河川法が施行されました昭和40年でございますが、そのときには15水系3,731河川、31,461kmでございました。その後、水系の指定、河川の指定等を順次進めまして、昭和50年には水系が109になっております。これ以降は新しい水系の指定はございません。一級河川の指定につきましては、災害発生の防除等の観点の必要性から毎年度行っているところでございます。下段の表は、最近の一級河川の指定等の状況でございます。

続きまして4ページ目からは、今回ご審議いただきます河川指定等の一覧となっております。22河川すべてにつきまして、資料等の延長、指定等の理由を記載しております。

資料4-3をごらんいただきますが、資料4-3につきましては、指定等の略図でございますけれども、今回指定等を予定しております河川の位置を示しております。それから2ページにつきましては、それぞれの河川の略図を付けさせていただきます。

以上が概要でございます。本来でしたら、一河川ごとに指定等の理由につきましてご説明させていただくところでございますけれども、時間の関係もございまして、代表的な事例を資料4-4に基づきましてご説明させていただきます。資料4-4でございます。3つの事例を取り上げさせていただきます。

資料4-4の1ページをお開けいただきたいと存じます。資料4-4の1ページ目は、石狩川水系の旧美唄川についてのご説明になっております。2ページ目が水系図、3ページ目

が位置図になっております。旧美唄川につきましては、北海道の空知地方を流れ石狩川に合流いたします石狩川水系の一級河川でございます。この河川につきましては、石狩川の排水の影響を強く受け、過去より度重なる洪水被害が発生しております。そのため、この排水の影響を軽減するため、幾春別川新水路事業に伴う旧美唄川の切り替え工事を行いまして、今回工事が完了いたしましたので、河川の下流端を変更するものでございます。2ページ目の左側の拡大図がございますが、点線が旧河道でございまして、緑の線が付け替えた後の現河道となっております。

それから次に、2つ目の事例でございますが、5ページ目をお開けいただきたいと存じます。5ページ目は、木曾川水系天王川放水路についてでございます。6ページ目が水系図、7ページ目が位置図になっております。天王川放水路につきましては、瑞穂市と岐阜市の境に位置しておりまして、天王川流域の岐阜市西南部、瑞穂市北東部の内水被害の軽減を図るため、放水路の開削工事を行ってまいりましたが、このたびこの工事が完了いたしましたので、一級河川に指定するものでございます。これが2つ目の事例でございます。

それから3つ目の事例でございますけれども、9ページをお開けいただきたいと思っております。千代川水系の旧袋川等の8河川でご説明したいと思っております。10ページ目が水系図、11ページ目が位置図になっております。ちょっと図が見にくくなっておりますが、基本的には実態的な変更はございませんので、名称変更になっております。旧袋川につきましては、鳥取市の中心部を流れる千代川水系の一級河川でございますが、旧袋川流域の治水対策として袋川に放水路が開削されるまでは「袋川」と呼ばれておりました。放水が開削された時点で旧袋川ということになっております。このたび、地元自治体によりまして旧袋川を袋川に編入し、放水路部分を逆に新袋川とすることについて強い要望がございました。このことから、旧袋川を袋川に編入いたしまして、新袋川を新たに一級河川に指定するものでございます。旧袋川が袋川に編入されることに伴い、旧袋川へ合流する河川の下流端を変更するものでございます。旧袋川、袋川の名前をそれぞれ袋川、新袋川に変更し、併せて位置の変更を行うというものでございます。

以上、代表的な3事例のご説明をさせていただきました。

それから次に、資料4-5をごらんいただきたいと存じます。資料4-5でございますが、これは今回の一級河川の指定等のご了承が得られたならばの告示案でございます。一級河川の水系順に表1から表10として表示しております。区分の欄には、指定・変更・廃止ということで3区分になっております。指定は、新規に河川指定するもの、新たに河川名を含めて告示されるものでございます。それから、変更は既に一級河川に指定されている河川の区間の上流端・下流端を変更するものでございます。廃止は、既に一級河川に指定されている河川を廃止するものでございます。それから次の区分の名称の欄でございますが、この欄には河川の名称を入れてございます。区間の欄は、当該河川の上流端・下流端のを表記してございます。なお、今回の一級河川の指定等につきましては、既に法律に基づく関係行政機関の所与の協議、関係都道府県知事の意見聴取を行い、いつでも問題ない旨のご回答をいただいております。当審議会でご議論いただきまして、ご了承が得られたならば、この告示案を官報に掲載する予定でございます。

以上が、河川法第4条第1項の一級河川の指定等についてのご説明でございます。一部時間の都合で簡単に説明を終わらせていただきましたが、以上で事務局からのご説明を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問などございましたら、ご自由にご発言をお願いいたします。

委員 勉強のために教えてもらいたいんですが、旧美唄川の指定等略図、4-3の2ページ目です。現在の河道は、これからどういうことが問題になるんですか。これは直轄河川ですから国有地なんでしょうけれども、土地の問題はどういうふうになるんでしょうか。

事務局 この部分につきましては、河川指定が外されまして、河川の機能がなくなったということで、廃川処分されるということになっております。廃川処分されますと、これは普通財産として財務局に移管いたしまして、財務局で適宜売却等の処理がとられるということになっております。

委員 そうすると今度は新しい川、旧美唄川から幾春別川へ入る放水路ですね。この土地は、何か取り換えるとかそういうことになるんですか。新しく川になる土地は。

事務局 この分につきましては、単純に新しく買収しております。

委員 国がやるから、買収をしても、またそれを廃川にしても、そこは問題はなく、簡単にいくわけですね。

事務局 財産の問題でございますけれども、工事施工中は、治水特会でその財産を所管しておりますが、最終的には一般会計ですべて国有財産で所管しておりますので、たぶん先生のご質問は、交換するなり売買するなりして、その価値の何か等価交換するということを考えないんじゃないかということでございますが、基本的には最終的に一般会計にすべて帰属いたしますので、歳入・歳出の帳尻は合ってくるということになっております。

委員 ありがとうございます。

分科会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 今回、河川の名称の変更の事例が出てきまして。私の記憶では、たしか数年前釧路川も変えたような気がします。それで伺いたいんですが、こういう名称変更ですね。河川の名称は一つの歴史的な文化的な地名と同様に遺産であると考えていいと思いますけれども、どういう場合に、逆に言うところとしてこういうのを地元の要望を受け入れているのかどうか。あるいは、これ以外の河川でもこういう事例があるということなんですね。通常の本来、きょうの資料にありますような一級河川の指定を行うのは、これは正規の手続きとはちょっと性格が違うと思いますので、そこらへんをある程度国としての考え方、ルールがあるのか、あるいは、地元から要望があったときにケース・バイ・ケースで考えているのか伺いたいと思います。

それと併せて、たまたま旧袋川は、実は私自身が以前興味がありまして行ったことがあります。これは鳥取の池田家のつくった城下町築造のときにつくった約400年前の川ですね。ですから、城下町をつくと同時に河川改修をしていたという、その代表例だと思っております。昭和20年代に鳥取大火がありまして、このときの大火復興計画で、1つは、今の商店街を日本で初めての防火建築材でつくったという場所で、河川は、河川沿いの桜堤をつくったんです。そういう意味では大変きれいな場所で、しかも、今年桜堤を改修しているようですね。それは私は現地を知らないんですが、報道だけですけれども、鳥取の桜の名所で、歴史的にもそういう場所だったということで、そういうことがあったと思うんですが、こういうのはむしろ国も積極的に要望があったらどんどん……。袋川でお戻りになったほうが河川行政としてもいいのではないかと思います。併せて、1点は、一般的な手続きや考え方ですね。2点は、鳥取の袋川はむしろ皆さんから積極的にアクションを起こすというほうがいいのかという感じがいたしますが、いかがでございますでしょうか。答えは結構でございますけれども。

事務局 まず1点目のお尋ねでございますが、今、先生からご指摘がございました新旧の河川名の名称変更が最近ございまして、平成13年に釧路川でも、旧釧路川を釧路川に戻して、釧路川を新釧路川にするということで、ひところは、これは必ずしもルールがあるわけじゃないんですが、旧を付けて新しくつくったところを通常の名称にするというものが多ございましたが、最近は見えていますと、逆に新しいものを新と付けて、元のところはそのままの名前にするというようなところで、元に戻しているものがございます。

河川の名称につきましては、正直、特別なルール等はございませんけれども、一般的に申し上げますと、住民の日常生活と密接に関連いたしておりますので、やはり住民の総意といいますか、理解が得られる名前。それからもう一つは、行政上の処理としまして、名称が長い間の呼称として通用しているのであれば、それをいわずらに変えますと混乱が起きますので、そういう端的な観点から名称変更につきましては考えていくべきかなと思っております。ただ、今、先生からご指摘がございましたように、河川の名称につきましては、長い歴史・伝統もございますので、そういうものを踏まえた上で、当審議会等でもご議論をいただいて、私どももその名称変更につきまして考え方を決めていく必要があるだろうと思っております。基本的には、今地元で合意がなされたものをお諮りしているところでございます。

それから2つ目としまして、積極的に河川行政を所管するものから名称についてアクションを起こしたらどうかというお尋ねでございます。これは、現行法の規定でいきますと、地元の議会の議決があれば名称変更はできますので、河川管理者から発案いたしまして、地元にご検討いただくということもあり得るのだろうと思っております。ただ、先ほどから申し上げておりますように、地元の方々の住民の日常生活と密接に関連した形で河川が技術的に動いている、また、河川行政も動いていることを考えますと、やはり地元で十分ご議論い

ただ、地元でご理解を得た中で、私どもの河川管理者としての考え方において河川名称の変更を行っていくのが適当ではなかろうかなと思っております。以上でございます。

委員 きょうの審議会のこの議決があれば、資料4-5ということで、そう遠くない時期に告示があると思いますけれども、例えば旧袋川については、地元の経緯の中で名称変更したということがありますので、何か中国地方整備局で記者発表を、何か資料を、プレスを配るとか、特段お考えがありますか。何もしないとわからないですよ、これだけ見てもね。よほど地元に関心がある方は別ですが、地元の要望を踏まえて名称変更しておりますので、ちょうど桜の花見の時季で一番賑わっている時季に名称も変わるということで、河川行政に対する理解を深めるということで、味方を増やすという意味ではあまりタイミングを逸しないほうが、となく河川行政に批判がありますが、これは大変いいことをやったわけですから、いいことは特に発表したほうがいいと思っておりますが、いかがですか。

事務局 私どもで、当審議会でご理解を得られましたならば、記者発表等の予定をいたしておりますが、今ご指摘いただきましたように、地元における、この名称変更につきましては、地元の方については密接な関連がありますので、それにつきましては、十分地元でもご理解いただくように周知徹底、広報等について配慮していきたいと考えております。

委員 ちょっと教えていただきたいんですが、先ほど、旧美唄川の話はよくわかったんですが、木曾川水系で八草川が10.7kmにわたって一級河川の指定を廃止ということになっていきますよね。これも何か付け替えとかそういうことですか。木曾川水系の八草川。岐阜県揖斐川町と書いてある。

事務局 これにつきましては、ダム計画がございまして河川指定されておりましたけれども、ダム計画が廃止されまして、それに伴って河川指定を廃止するものでございます。

委員 河川そのものがなくなるんですか。

事務局 河川はそのままでございますので、普通河川として河川は機能をいたします。

委員 水利使用計画の中止に伴いと、一級河川の指定は、水利使用だけでなしに、例えば治水上、国が責任を持って管理しないといけないというのも入っているわけですよ。そうですね。それで、八草川はそういう治水上も何も問題がないから、普通河川に戻すと、そういうわけですか。

事務局 1つは、ダムの建設がなくなったということで廃止いたしますが、今ご指摘があったように、では、本来的にその河川を一級河川として管理していく必要があるかというのが一つのポイントでございまして。ここの現在の水系からいたしますと、普通河川として管理するので十分だろうということで、一級河川の指定を廃止するものでございます。

委員 水利使用目的のあるものを一級河川にするかのような感じに、ちょっとこれを見て取ったものでね。お聞きしたので、結構です。ありがとうございました。

分科会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 河川整備策定計画のまとめでの質問なんですけれども、先ほど、各河川が審議にかかって、一応審議を終了したわけなんですけれども、近藤先生のご説明の資料1の中で、最後のところなんです、重信川の水辺や湿地などの霞堤があると。こういう霞堤は残すべきだというふうにおそらく地元の方々からご意見あって、そのようになられたのだと思いますけれども、例えば加藤清正公の治水工事の布石とか、そういう旧来歴史的な背景を持つものをどの程度残すのかとかいう基準になるものがあるのかどうか。そして、もし残した場合、今、管理するのに大変だなということもできているような気がするんですね、拝見していると。例えば羽根とかを残すと、その羽根は確かに歴史的な感動は与えるけれども、水様からすると、ごみがひっかかったり、流木がひっかかったりして、ちょっと悲惨なところもあるわけですよ。管理者側からすれば、それはちょっとありがた迷惑だと思うところが多々あると思うんですけれども、基準としましては、残すという、どの程度のところまでをお考えになっていらっしゃるんですか。

委員 これも大変議論になりました。重信川と天神川と同日に議論をしました。両方とも霞が残っているんですね。天神川のほうは、もし洪水が出たとき、その霞堤の中の土地にどのくらい水に浸かるとか図を書いてみると、幸いにして、住宅地はほとんど入っていないんですが、重信川のほうはかなり住宅地まで入ってきて大変厳しいんです。要するに、霞の中に住宅が進出している状況なんですね。委員としては、残すべきだというのが大勢の意見でありましたけれども。ただ、現状で実際に事務担当の人、あるいは現地の所長さん方が、この霞を土地利用してくれるなというのには、土地利用規制の権限を河川管理者に与えなければ

いかんです。例えば河川区域に指定することができればいいわけですが、現状だと、河川区域に指定するには、買収するなどの補償をしないといかんとか、いろいろな制約があって大変やりにくい状況です。重信川のほうは、特に愛媛県の県都松山なので、土地利用の圧力は強いわけですね。委員会の議論としては、霞堤を残すためには、単に残せと厳格に命じて、あるいは河川整備基本方針でいくら規定しても、何かそういうことをやれるような制度・仕組みを考えていかなければいかなのじゃないかということで、事務局に対してそういう意味の要望の議論がございました。

したがって、現状で全国であまり土地利用の圧力のないところは比較的残っていますが、あるところは大変苦労しているというのが現状ではないかと思います。今までは予算が多いときですから、そういうところは買収してでも補償してでも霞を残さないよと言えましたけれども、今後は金がない、どうするかというと、やっぱり氾濫の危険性のあるところにまず住んでもらわないようにしようではないかとなります。したがって、今回もハザードマップの公表とか、第1段はそういう手続きをして、水に浸かりやすいところには住宅地はあんまり出て来るな、出て来ても、これまでのようにすぐ必ず河川管理者が堤防をつくるなりいろいろ手配してくれるということを期待されないように手続きをとっていったらどうかということです。とりあえず委員会ではハザードマップを公表して、土地利用の規制に資するような手続きをなさいということを書いた次第です。

委員 確かにおっしゃるとおりだと思います。住民側が本当に理解しているのかどうかというのが大きなポイントになってくると思うんですね。その場合、工事事務所がご説明に上がるときに、歴史的な背景はもちろんそうですけど、危険も伴いますよというふうな現実的な説明をなさらないと、もし万が一何かあったあとに、残したからいいというのじゃないだろうみたいだね。ある程度その仕組みをつくらないといけないんじゃないかなという気がしています。

なぜそんなに思うかといいますと、全国を回りますと、すごく説明の上手な事務系の工事事務所の方と、全然説明が辻褃合わない人というんですね。それは口下手の問題じゃなくて、要点を得るといことはとても大事なことで、そのトレーニングのほうはこれからソフトトレーニングとしては大変必要なことじゃないかなと感じています。

分科会長 話を一級河川指定のほうへちょっと戻して、ほかにございませんか。

一級河川の指定はまず3つあるんですね。水系指定というのをこれは政令でやる。それから政令で水系指定したうちの具体的なこの箇所を告示で大臣がやる。きょうはそれをやっているわけですね。毎年今ごろの時期に新年度に向けて決めるということで出てきますよね。

それから3つ目の指定は、指定されたところの一級河川のうち、直轄でやる部分と、知事がやる部分と分けるというのがありますね。つまり、その中でまた指定して、そこを知事に移管するとやっていただくと、直轄から外れるということです。その指定はこの後に来る話だと思いますが、今回追加されたような部分が、それを第3段階の指定においてはどのようなことになるのかというのは、まさに今の段階では白紙であるわけでしょうか。

事務局 これは一級河川指定に伴いまして、今お話がございましたように、いわゆる直轄で管理するか、それとも県で指定区間として管理してもらうか、この2つに分かれるわけです。指定区間の指定につきましては、今、同時並行で手続きを進めていますので、この一級河川の指定と平仄を合わせる形でそちらの指定区間の指定についても増減させるものがあればやっていきたいと思っております。例えば今申し上げました旧美咲川の増分につきましては、これは直轄として管理するというところでございます。細かなところまでは今は数字を申し上げられませんが、基本的にはこの河川指定に伴いまして、直轄区間と指定区間の選り分けが並行して整理しているということです。

分科会長 そこまでやってしまうわけですね。第3段階の指定については、審議会の意見を聴くと書いてないから、それは今回かかってこないということですね。

事務局 指定区間については審議会に付議ということは出てきませんので、今回審議させていただきますということでございます。

分科会長 わかりました。よけいなことを申し上げました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ご発言がないようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思

います。

ただいまご審議をいただきました「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」は、当分科会として、「適当と認める」ことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

分科会長 ありがとうございます。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により「分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決することができる」こととされておりますので、本件につきましては、会長のご承認を得て審議会の議決といたしたいと思っております。

引き続きまして、今後審議予定の、一級河川に係る河川整備基本方針について紹介があるということですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 でございます。資料5にしたがいまして、これからのこの分科会で、具体的な細かい審議は小委員会をお願いをするというものにつきましてご説明をさせていただきます。

資料5のA3版のカラーの資料をごらんいただきたいと思います。今、日本地図に書いてございます、先ほど冒頭からもご挨拶させていただきましたように、ブルーで書きましましたものが、右下にも書いてございますが、策定済み及び本日の8水系の審議中のものも含めたものでございまして、全部で50になります。今後、今、小委員会、それからこの分科会でのご審議をお願いをしたい川がそこに10水系書いてございます。今年度分ということではなくて、これからはしばらくの間、こういうものに着手をさせていただきたいというものでございます。北海道の釧路川から始まりまして、九州の山国川まででございます。

1枚おめくりいただきまして、各水系のごく簡単な説明で恐縮ですが、さっとどういう川なのかというご説明をさせていただきたいと思っております。北海道の釧路川でございます。真ん中右ぐらいにカラーの地図が書いてございますが、北海道のご案内の場所だと思っております、釧路でございます。屈斜路湖から流れて、ずっと弟子屈とか標茶をくぐって、釧路湿原がどんと構えてございますけれども、その下に下流に釧路市が広がるという、そういう川でございまして。流域面積が2,510kmでございます。大体海岸部の砂丘の影響でこういう湿地ができてございまして。昔は海跡湖というか海でございましたところが、入口のほうがしまっていて、どんどん大きな緑で相当広がっておりますようなところが釧路湿原が広がっているという場所でございます。特に北海道の場合には、植物がなかなか腐らないということもあって、こういう湿原の状況が特徴的に残っているところです。洪水としては、左の上に書いてございます、大正9年が結構大きな水害でございましたが、今の釧路市、それから釧路湿原の辺りのところが大きく水に浸かっている絵が左側でございまして、青い実線が書いたところが水に浸かっているところです。左下がちょっとわかりづらいんですが、釧路市も水害にあっているわけです。その後は、昭和50年とかの水害が出ておりますが、あとは地震で、平成5年には釧路沖地震で堤防ごと地盤の関係もございまして被害を受けております。

それから、左下には環境的な紹介をさせていただいておりますが、先ほど来の釧路湿原でございまして。かなり人を嫌うようなタンチョウとかそういうものも広大な湿原でございまして、十分なそういう生息の場として存在したりしておりますし、イトウとかそういうものも存在をしている場でございまして。真ん中下ぐらいに書いてありますように、ここの湿原は年代とともにだんだん縮小してございまして、従前、農作をやろうということで、少し乾燥化を図ってきたり、それから上流いろいろな開発等もありまして土砂が入ってきて、だんだん少し湿原でなくなってきたりしている絵が下に書いてあるものです。その後、これを何とか再生しようということで、自然再生推進法が平成15年1月にできてございますが、そういうものにも基づいて、現在、蛇行を含め川が曲がりくねって、うまく水が氾濫して流れるようにとか、土砂の流入防止みたいなものも今図ろうとしているものでございます。

時間の関係で次の2枚目に移らせていただきたいと思います。2ページは名取川水系でございまして。これは真ん中の絵がございまして、右下の太平洋へ流れ込む川でございまして。ちょうど仙台の南側を支流が走ると。途中から仙台の真ん中を流れます広瀬川、非常にきれいな景観を示しておりますが、それと合流して名取川は流れてございます。左のほうに過去の洪水の例が少し載せてございますが、昭和25年の洪水とか、それから昭和61年、これは東北地方から関東にかけてあちこちで水害が起きておりますが、名取川・広瀬川も水害が発生してございます。こういう川でございまして、下のほうにはダムが書いてございまして、

その右の干潟とか、生物がいろいろ生息している場になってございます。右のほうに湧水等もございまして書いてございますが、大きな水道の取水制限が出るというようなものではないようでございますが、農業用水がたくさん取られておまして、これらがとぎとぎ取れないような状況が頻発したりしてございます。右下の地域の憩いの場というご紹介をさせていただいていますが、今申し上げた仙台のまちなかを流れます広瀬川、それからその近郊を流れます名取川本川でございまして、この周りの人たちの憩いの場等になっているものであります。釜房ダムが下に書いてございますけれども、この周辺も国営公園として湖と全体の緑とか全部合わせました公園として親しまれているところになってございます。

次おめくりいただきまして、関東の荒川でございまして。右上の図が全体的な流域の地図でございましてけれども、上流は秩父のほうから流れ始めまして、ずっと埼玉県を流れて、それから東京の板橋辺りを流れて足立区から東京湾に流れてございます。この川は、真ん中ぐらいに流域の諸言で書いてございますが、流域面積2,940km²でございましてけれども、流域内の人口が約930万人、それから人口密度が全体の平均では約3,400人/km²、下流部だけで見ますと、11,500人/km²ということで、最も人が密集しているといいますが、人口密度の高い川でございまして。過去いろいろな治水対策とか、水利用の関係の施策が行われてございます。左には明治40年とか43年に非常に大きな水害が発生してございまして。当時はまだ荒川は下流は隅田川が荒川の本川でございましたのですが、この43年出水等を契機にいたしまして、真ん中に書いてございますような荒川放水路（現在の荒川）を埼玉と東京の境辺りから東京湾へつくってございまして。それから、ここには書いてございませぬけれども、昭和22年のカスリーン台風が決壊いたしました。荒川も決壊いたしまして、荒川でも20万戸ぐらいの家が浸水してございます。こういう川でございまして、安全度がまだ低い段階でございまして、全体の安全度を高めるといふこと。それから、下流部にはゼロメートル地帯がございまして、江東デルタというところが満潮時には海抜よりも下になる、海よりも下になるというところで、夜間人口で約170万人ぐらいの方が住んでおられる地域でございまして、万が一堤防が切れて大変な被害が出ることは許されないということで、スーパー堤防などの整備も進められているところでございまして。水利用につきましては、真ん中の下に給水のエリアがピンクで示してございましてけれども、合計しまして1,400万人の水道用水として利用がされてございます。右下のいろいろな自然とか河川の利用、下流部は大都市の中での貴重な空間でございまして、中上流部、都市近郊の自然豊かな空間でございまして、様々な期待とか利用がされているところでございまして。

1枚おめくりいただきますと、今度は富山県の黒部川でございまして。真ん中下に全体の地図がございまして、富山のちょっと東の端に位置してございまして。南は秋田のほうへ流れる川で、上流は北アルプスの立山とかの近くから流れてくるわけでございまして。有名な黒部ダム等も経まして北のほうへ流れている川でございまして。左上にございまして、急流河川でございまして。非常に急流な川でございまして、土砂の供給も多い川でございまして。そういう急流河川で土砂が多い。下流は扇状地の形を生じていますので、左側にございまして、一度堤防が切れて水害になりますと、そこに水色とかが昭和27年、赤が昭和44年の洪水で浸水がしたところが書いてございましてけれども、周りに広がって流れていくという状況が受け取れます。特にこういうかなり急勾配の川で扇状地でございまして、左下にも、時間的な水の広がりシミュレーションの絵が書いてございましてけれども、氾濫した水も、相当なスピード、エネルギーを持って流れていきますので、そうした備えも必要でございまして。この地域は、従前は古い家なんかですと、そういう氾濫した水でも家が丈夫なように、家の下に石垣がきちんと積まれているような家もあるような地域でございまして。そういう急流河川でございまして、右上には、過去そういう流れをうまく暴れないようにといいますが制御するための水制とかそういうものが過去からいろいろな工夫がされているところであります。それから、土砂の量が多いので、宇奈月ダムが平成13年に完成いたしました。洪水調節とか発電、水道用水のためのダムでございましてけれども、全国のダムに先駆けて、ダムの中に土砂がたまりやすものを排砂部と書いてございましてけれども、こういうところから流れるような仕組みの構造にしてございまして。それから、下には海岸線でございましてけれども、大体日本海側が非常に浸食が激しゅうございまして、下新川海岸も浸食を受けてございまして。そういったところにつきましても、いろいろな対策が講じられているところであります。生物は、急流のそういう砂れきの川でございまして、砂れきの箇所が攪乱されていますが、そういったものに合った生物が生息している状況でございまして。

1枚おめくりいただきたいと思います。今度は静岡県を流れます大井川でございます。右上に全体の地図がございますが、流域面積が1,280km²でございます。一番下流は、静岡県の島田市とか川根町、上のほうへ行きますと川根本町等がございます。幾つか写真がございますけれども、七曲は、これは何か浸食されましたやつが隆起して、またその浸食が続くというので、山のほうでもこういう蛇行した地形が非常に特徴的に見られるような場所になってございます。それから、大井川の下流部は非常に顕著な扇状地を形成してございます。それから、川の中は、右に写真がございますように、どちらかといいますと水深に比べて川の幅が非常に広うございますので、複列砂州とか、河口砂州の状況が見えますけれども、何列にもなると州ができるというような状況でございます。左は、過去の水害の例を載せてございます。平成3年の当時の洪水の被災状況等がございますが、過去、昭和29年とか昭和36年等に大きな被害が発生しております。生物等につきましては、今は砂れき河川でございますので、左下にありますように、アユとかアユカケなどの生息環境になっています。右下には、先ほどの川もございましたが、大体日本海側の浸食と同じように、海岸も浸食がございますので、こういうものが1つは砂利採取の規制、それから離岸堤などの対策で、現在のところはだいぶ安定してきているという状況の川でございます。

次のページへいっていただきたいと思います。6ページですが、今度は兵庫県の揖保川でございます。左側の地図が揖保川の全体の流域でございまして、兵庫県の一番下は姫路市がございます。上に龍野市等でございますが、北のほうから南のほうへ流れる川でございます。この川も非常に勾配のきつい川でございまして、それに加え、気候・降雨の特性と書いてございますが、一応これは瀬戸内へ流れる川でございまして、北のほうは日本海側の雨の多い状況がそのままこの上流域にはございますので、日本の平均よりも多い2,100mmの雨が平均の量になってございます。これも急勾配の川として流れてくるという特性を持ってございます。かなり水利用の関係もございまして、固定した堰がたくさんある川でございまして、それが洪水の安全に流れるのに阻害になっておりましたり、あと、魚が上りにくい状況にあたりしてしまっていて、一つの固定堰の対策が課題になってございます。主な洪水は、昭和45年とか51年の写真を載せさせていただいてございます。右には、水質の問題がございまして、その状況が書いてございますが、もともと周辺のところは工場からの排水で非常に困ってきた川でございまして、全国ワースト3位になるような川でございました。「清流ルネッサンス21」ということでずっとやってきましたおかげで、そこに前後の写真が載せてございますが、平成4年のBODが446mg/Lという桁外れの値でございましたのが、事業実施後、底泥の浚渫とか、周りの下水道の整備で現在はBODが4.5mg/Lというように改善されているところでございます。右下に動植物の状況が書いてございますが、急流河川ですので、レキ河原に合ったような生物の状況が見てとれます。

1枚おめくりいただきまして、今度は岡山県の高梁川でございます。真ん中ぐらいに地図がございますが、一番南側が瀬戸内海でございまして、倉敷とかが下にある場所でございます。上流のほうに、この地図の中で赤いマークがしてあるところがたくさんございます。ちょっと注釈で、たたら製鉄における「鉄穴流し」の跡地がございまして、山のほうを切り崩して中の砂鉄を採ることが繰り返されたおかげで、下流のほうまで土砂が相当流れてきた川でございます。左側には、その「鉄穴流し」というものでかなり上流から土砂が流れてきました関係で、海のほうで干潟が相当発達しました。それを干拓とか埋立てがかなり積極的に行われまして、水島工業地帯とかそういうものもこの辺りにございます。そういう土砂がたくさん流れて干潟が形成されております川ですけれども、そういう土砂がたくさん流れてきている状況もありまして、過去たくさん水害を受けておりました。その関係で、と書きましたところにありますように、明治から大正にかけて、2つの川で出口が流れておりました川を、西側の現在の高梁川をかなり大きくいたしまして、そこにまとめて安全に洪水が流れるように改修をした経緯がございまして、それから、この今見ていただきます地図の中に、途中左側から西のほうから小田川が南北の高梁川の流れに直角に東西に流れてきます。こういうふう非常に地形上といいますか、南北に流れるのに対して直角に小田川が入ってきてございます。この合流します周辺、過去なかなか水がはけないということで、内水などで苦労してきてございまして、左下の写真はそれを解決するために、この小田川という川を少し下流のほうへ、この写真は上のほうが下流でございまして、付け替えようという計画がこれまでもなされてきている川でございます。それから、右には水利用の状況、それから下には生物の状況等が書いてございますが、スイゲンゼニタナゴは、小田川の河川敷にあります湿

地、それから水路とかがかなり清水域といいますが、見出されない水域が残ってございまして、こういうタナゴ類の生息が見れてとれるような状況でございます。

それから次のページへいきまして、今度は四国の高知県の物部川でございます。右に全体の地図が書いてございます。全体の流域面積が491km²でございます。下流には南国市、香南市、香美市などを流れます。地図で下のほうに川の河口付近に高知龍馬空港がございますが、少し西側に高知市がございまして、高知空港がここに存在をしております。この間を左上にございますように、河床勾配がきつくて、かなり急勾配で流れている川でございます。加えて、断面図が書いてございますが、川の流れます背後のちょっとビルとか書いてある断面図がございまして、少し下流に向かいますと、右側、地図で見ますと西側になりますが、傾いた地形をしております。ということもありますから、左上の地図は、浸水想定区域もこの川の西側のほうに大きく広がるといって、こういう特徴を持ってございます。こういう急流河川でございますので、真ん中左ぐらいにありますように、過去の洪水でも橋脚が流されたり、そういった水害の被害が出てございます。一番左下でございますが、今の扇状地等を流れてくる川でございますので、湧水も結構あちこちで湧き出ている川でございます。そのおかげでそういう水温、水質が保たれた水でございます。シマドジョウなどが生息したりしております。水質も、非常にきれいな水質を保っております。それから、水利用につきましても、太平洋側でございますが、過去取水制限なんかも出たりして、水利用としてもいろいろ困窮をしている面がございまして。

1枚めくりまして、今度は九州の熊本を流れます球磨川でございます。右上に地図が載せてございます。流域面積が1,880km²でございます。一番下流部が八代市です。この白い地図ではわかりづらいのですが、八代市辺りのところは扇状地と干拓地、それから荒瀬ダムとか瀬戸石ダムと書いてございますが、こういうところは峡谷になってございまして、人吉というところが盆地になってございます。左には写真で斜め写真が載せてございますが、人吉の盆地が手前にあって、これが山間をずっと水色のところは川でございますけれども、左上の八代のほうへ流れていくと、八代のところは扇状地を形成してございまして、その後干拓をたくさんしてございまして、ゼロメートルも広がっている状況です。ということもございまして、左上のピンクのところに書いてございますが、特徴としては、一番下流の八代平野は扇状地でございますから、先ほどの幾つかの川にございましたように、洪水がありますと広がるし、それから干拓地のところも高潮を含めまして一旦水が来ますと、ドドーンと広範囲に水がつくというのが特徴でございます。それから、人吉盆地は、この写真で見ますと右側から支流が流れてきますが、非常に大きな支川で、川辺川が北から流れてきて、この合流部に人吉が広がっているということで、水害を受けやすい地形の状況であります。昭和40年の7月の人吉の水害の状況がそこに写真を載せてあります。その下の3つの写真が、先ほど来申し上げております、一番左が八代平野、扇状地がございましたり、干拓地があってドドーンと広がると。真ん中くらいが山間の狭窄部でございます。狭窄部の場合に、非常に平地に家が点在をしているという地形です。それから右の写真は、盆地のところに川べりまで人吉の市街地がびっしり来ていると、こういう状況です。下のほうには、左側から水利用がございまして。人吉盆地のところは上流から市房ダムから水を取りまして、平野部はより良好な水田になっておりますが、一部高台等につきましても、水がなかなか供給できないという場所になっております。右下、大きな特徴は、アユが有名でございます。特に尺アユとか非常に大きなアユがとれるところでございます。それから、先ほどの溪谷部が増えまして、舟下りが有名でございまして、こういう関係でたくさんの方が訪れる場所にもなっております。

1枚おめくりいただきまして、最後でございますが、九州の大分と福岡の間を流れます山国川でございます。右上の地図がございまして、流域面積が540km²でございます。下流のところでは東側が大分県の中津市、西側が福岡県の吉富町でございます。左には過去の水害の例を載せてございます。昭和19年9月の洪水が非常に大きな洪水でございました。被害人口32,000人、約8,000戸ぐらゐの家が浸水被害を受けてございます。この川も、今回のご紹介の中では非常に多いんですが、急峻な勾配を持ちました川でございます。左下でございますが、生物は、途中の急流河川でございますが、出口のところには非常に広大な干潟が広がっておりますので、そういうところに特徴的に生息する生物等が見られます。それから、この川の上流部は、耶馬溪がございまして、耶馬日田英彦山国定公園になってございまして、また、青の洞門とか、競秀峰など、その青地区というところがございまして

ども、年間170万人ぐらいの観光客が全国から訪れるような場所になってございます。右には、少し水利用にふれてございますが、昨年も湯水で、四国も先ほど湯水の話もございましたけれども、この山国川でも湯水になってございました。幾つかそういう写真のご紹介をさせていただきます。

以上でございますが、これらの10水系につきまして順次小委員会でご審議いただいて、また、結論がいただけましたものから、また分科会にお諮りをするという段取りをしてございます。よろしく願いいたします。

分科会長 ありがとうございます。

何かご質問がございますか。

委員 細かいことなんですけれども、資料の表記について、10ページ目に、カブトガニ（幼生）とあるんですが、見たところ、これは幼生ではなくて、もう成体だと思しますので。それから4ページに、「攪乱される生息生育環境を好む動植物」とあって、これは「生息生育環境として攪乱地を好む」というのがたぶん正しくて、攪乱地として安定しているところを好んでいるので、攪乱されなくなっちゃうと、例えばカジカは産卵できる浮き石がなくなっちゃうとかそういうことですので、たぶん表現としては「生息生育環境として攪乱地を好む」というほうがよろしいかと思えます。

分科会長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

委員 さんが細かいことを言ったので、安心して僕も細かいことを言えるようになったので。この資料の統一性についてちょっとお伺いしたいんですが、例えば河川の勾配なんかというのは4ヶ所ぐらいで出てきますが、全部スケールが違って、そして、出てくる川も全部違って、どういう哲学でこれを選んでいいのかさっぱりわからないんです。バラエティーがあって見るのが楽しいと言えば楽しいんですが、統一されたほうがいいんじゃないかと思えます。今のは攪乱だけど、これもきっとそれぞれの事務所というんですが、その水系で資料をつくってきたものをそのままとめるもので、コアジサジが攪乱のところを好きだったり、次のページをめくると、希少種になっていたり、これはめっちゃめっちゃで、まとめる側で、来たものをそのままバチンとジョイントするんじゃないか、見直す必要があるんじゃないかということを感じました。まあ、バラエティーがあって、見るには非常に楽しいんですが、生物を全く取り扱わない、写真もない水系とか、ものすごく詳しくマニアックに取り扱ってあるところとか、ちょっとこの資料をつくるときに、本省の責任として何かまとめる必要があるような気が僕はいたしました。非常に細かいことを申し上げて申しわけございません。

分科会長 ありがとうございます。

委員 川というのは、上流・中流・下流と本当に違うわけで、できたら上流・中流・下流をわかりやすく区分して説明していただくと、ああ、そうなんだと、この川の生い立ちとかがわかるような気がします。川を見ていますと、いい川だなと思うのは、本当にいいボランティアが付いているんですね。そういうボランティアがたくさんいるところは何が違うかという、事務所の人たちが総勢でボランティアしているんですね。そうすると、水利用の仕方とか、言わずとそういう現実問題が出てきたり、最大に功績を上げるのは治水対策なんじゃないかと思えます。ボランティアの人たちが、ここは危ないから、この区間はもうちょっとこうしなきゃいけないんだと。水が出たときは、ここは優先順位にしなければいけないとか、見も知らぬ素人に教えるぐらいのボランティアが出てきているのはとても頼もしいことだと思います。

分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

委員 事務局に今後考えていただきたいことを申し上げます。ちょうどいい図があります。5ページの大井川水系を見ていただきたいのですが、先ほど 先生が言われた希少種のコアジサジの下の絵ですが、この生きものが川の河口に行きますと、鳥獣保護区と書いてありますけれども、川に生きている生きものもこういう広い範囲でいるんですね。それで、私が申し上げたいのは、大井川の右上の緑で囲まれた線を見ますと、流域面積は上流域、中流域も川から離れた広い範囲ですが、河口に行きますと、ほぼ河道だけが流域になるんです。実際はこれが氾濫すると扇状地形ですから広がるわけですよ。資料5の今の一番最初のページを開きますと、黒部川なんて、流域内人口は3,000人なのに、想定氾濫人口は57,

000にもなります。大井川に至っては流域人口88,000が30万です。この間、大和川を見せてもらったら、流域内人口が200万で氾濫人口は400万とか、そういうふうになっているわけですよ。

何を申し上げたいかという、私どもが住んでいて、河川行政として非常に重要になる人口が稠密な扇状地とか河口域とか、雨が降ったらその川に入らない、だけど、氾濫水は逆に出て行くという洪水氾濫区域が広くあるわけですよ。そういうところを今後どう考えて、どういう名前と呼ぶのか。想定氾濫と呼んでいますけど、本当にそれでいいんだろうかと。集水面積とか流域面積という、それは降った雨が川に集まる面積ですから、それを言っているうちはいいんですけど、破堤氾濫がありますよということを言わざるを得なくなってきたときに、その氾濫するところを河川管理者は、どう考えるんですかというのは、重要な行政課題になると思うんです。集水面積と言ったり、流域面積と言ったり、水系と言ったりします。いろいろ呼んでいるんですよ。私が申し上げたいのは、氾濫するところをもっと手厚くいろいろな情報を流さなければならないということです。水防法の改正によって氾濫時にはどうするかといういろいろやっているのに、一方において、雨が降ったら水が集まってきて、計画高水流量はどれだけになりますという議論をしているわけですよ。これはこれで非常に大事なんですが、破堤氾濫が避けられなくなったときに、この洪水氾濫区域をどう考えるのか。コアジサジの行動範囲を見ると河川流域だけではありません。実はこの話を以前山岸先生にお話ししたら、「いや、生きものも同じだ」と言われて、安心してこういう話をしているんです。人間が住んでいるところにとって、川の計画がどうなのということ、今までは溢れないようにするということを書いていましたから、流域でよかったんですけども、溢れることを認めたときには、何かうまい名前も含めて我々は何を考えていかなければならないんだと。アイデアは持っていませんけど、氾濫区域が流域と同様に河川管理上これから大事になるんだということで申し上げておきます。

分科会長 ありがとうございます。

この点については、何か事務局でご意見がありますか。

事務局 おっしゃるとおりで、全くそのとおりだと思いますので、順次そう変えてきているところです。実はこの資料の若干だけ言い訳をさせていただきますと、前々この分科会でも、取り扱う名前だけをご紹介いたしまして、それではちょっとあまりどうかというので、実は前は航空写真みたいなムービーをごらんいただいて、あれだけではいけないなど。本来の審議は、もうちょっとこれから中身を詰めるという段階でのご紹介ですので、ちょっと言い訳だけ言わせていただきますと、少し資料が粗末で大変恐縮ですが、申し上げたいことは、何も固定概念で、今これがすべてだというつもりは全くございませんので、どんどん中身も、それから資料でありまして、今ご検討されるように言われている中身そのものも、バージョンアップをさせていただきたいと思っておりますので、そのつもりで頑張らせていただきたいと思います。

分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、このご紹介のありました10水系の河川整備基本方針につきましては、例によって小委員会の場で審議していただくことといたします。小委員会に属します委員長初めそのほかの先生方よろしくご協力をお願いしたいと思います。

なお、私から一言。次回この10個がドーンと出てきますと、いささか目がまわりますから、そのへんどういうふうに関後やっていくかということについて、事務局と相談をしてみたいと思っております。その関係で、本会もやや頻繁に開かなければいけないという可能性もありますので、あらかじめお含みおきをくださればと思います。

それでは、ほかにご発言がなければ、これで終わりますが、最後に、本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて、官房の広報課及びインターネットにおいて、一般に公開することといたします。

本日の議題は以上でございます。

これもちまして、河川分科会を終了させていただきます。どうもご苦労様ございました。

事務局 ありがとうございます。

お手元の資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構ですけれども、郵送をさせて

いただきますので、そのまま席に残しておいていただければと思います。ありがとうございました。

閉 会